

# 能代河川国道事務所公募型砂利等採取公募説明書

## 【目的】

中州が発達する等、河川管理上支障が生じている箇所等について、平成26年度より、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲内で、民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を促進してきたところです。

しかし、近年、台風や局地的な豪雨等による出水が全国で頻発し、出水後の土砂堆積へのリスクも高まっています。

そこで、より適切かつ効率的な堆積土砂等への対応が求められることから、砂利採取の規制緩和を拡大し、公募により民間事業者等に砂利等の採取していただき、河道掘削による費用と河川砂利の有効活用を促進していくものです。

## イ. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

次の(1)～(4)の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

(1) 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者。

① 役員に次の各号に該当する者がいる者。

ア 破産者で復権を得ていない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 成年被後見人、被保佐人

② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者。

③ 過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者。

(2) 協業化された協同組合として、令和2年4月1日時点において砂利採取法第5条第1項に定める砂利採取業の秋田県知事への登録が済んでいる者。なお、登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできないものとする。

(3) 砂利採取法第15条第1項に定める業務主任者のうち少なくとも1名を本件に専ら従事させることができる者であること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(5) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

① 提出書類の必要事項に記載がない場合、あるいは必要な書類が添付されていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤ その他不正行為があったと認められる場合

## ロ. 手続き等

(1) 提出書類

砂利等採取希望者は、次の書類を東北地方整備局能代河川国道事務所河川管理課に提出すること。（郵送可、期限までに必着のこと）

- ① 米代川砂利等採取申込書（様式1）
- ② 採取計画概要書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 砂利採取法第5条第1項の砂利採取業者登録通知書の写し
- ⑤ 当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し

#### <提出書類取得方法>

能代河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、もしくは能代河川国道事務所河川管理課にて配布。

【能代河川国道事務所ホームページURL】 <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/>

令和2年11月4日まで（土日を除く）

受付時間：9：00～16：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

#### (2) 提出先・問い合わせ先

東北地方整備局 能代河川国道事務所

【河川管理課】

〒016-0121 秋田県能代市鮎渕字一本柳97-1

電話 0185-70-1246

#### ハ. 採取者の選定方法

##### (1) 審査方法

河川管理者は、提出書類により応募資格の確認を行う。

##### (2) 砂利等採取者の審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。

① 採取実施者の組織体系により現場管理の確実性について評価する。

② 応募者の所在地が採取地に近いことによる、地域精通の優位性について評価する。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、同一箇所で複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

#### ニ. 採取区域

秋田県能代市朴瀬地先（米代川右岸米代新橋上流）～

秋田県大館市長坂地先（米代川右岸早口川合流点下流）

別添図面（採取区域は河川砂利等採取場所位置図）のとおり

※必要に応じて各自現地確認をすること。

#### ホ. 採取時期

令和2年11月25日から令和3年6月30日まで

#### ヘ. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

- ② 河川管理者は、許可受け者が砂利等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は砂利等の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。
- また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。
- なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

#### ト. 許可手続

砂利等採取に選定された者は、当該砂利等の採取について、河川法第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となる。

なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

※ 河川法25条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※ 河川法25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

#### チ. その他

- ① 日出前及び日没後の河道掘削場所における作業は禁止する。また、休日(土・日等)に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって河川管理者に提出すること。
- ② 現場に搬出路がないときは、その設置場所等について河川管理者と協議するとともに、許可受け者自らの負担により設置すること

条 件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

（※注）許可標示板の規格等については、担当区間の能代河川国道事務所二ツ井出張所長または鷹巣出張所長（以下「所長」という。）と協議の上、変更可とする。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- （1）住所又は氏名を変更したとき
- （2）許可を受けた行為を廃止したとき
- （3）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者は、作業に先立ち所長に作業計画書を提出し確認を受けること。また、採取に着手するときは、事前に別紙様式（1）を所長に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式（2）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第7条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第9条 申請に虚偽があつた場合や申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。